

関西広域連合規約の改正について

- ・ 資格試験・免許等事務の拡充について
- ・ 通訳案内士法改正に伴う対応について
- ・ 連合規約の改正案について

資格試験・免許等事務の拡充について

平成 29 年 8 月 3 日
本部事務局資格試験・免許課

平成 28 年 12 月 22 日開催の連合委員会において、平成 31 年度から広域連合での試験実施を目標に、課題解決に取り組むことを確認した、毒物劇物取扱者試験及び医薬品販売に係る登録販売者試験について、次の通り実施方針を決定する。

- 1 関西広域連合において、「毒物劇物取扱者試験」及び「登録販売者試験（医薬品販売）」の資格試験を平成 31 年度から実施する。
- 2 これら 2 資格試験事務を広域連合の事務に位置付けるため、今年度内に広域連合規約の変更手続を行い、広域連合への試験事務移管に向けた準備を進める。

拡充対象事務について

1 広域連合において新たに実施する事務

- ア 毒物及び劇物取締法に規定する毒物劇物取扱者試験に関する事務
- イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品販売に係る登録販売者試験に関する事務

2 実施府県

広域連合の資格試験・免許等事務に参加する、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県

3 実施方法

(1) 実施事務の内容

試験委員会の設置・運営、試験問題作成、試験実施、合格者の決定、合格証の発行等の業務を行う。

(2) 実施時期

各試験について年 1 回の実施を想定。

(3) 試験会場

現在の府県の実施箇所数（各府県 1～2 箇所）を維持。

(4) 受験手数料

現行 6 府県の最低単価を基準とする。なお、今後の収支予測を踏まえ、手数料引き下げの可能性について検討を行う。

(5) 試験実施のための準備

試験実施に向けた事務処理要領及び関係規程の整備、受験手数料の検討、受験者等への周知・広報（広域連合HP、府県広報媒体の活用等）、受験案内（願書、受験票含む）の配布等を行う。 ※詳細については、今後さらに検討を進める。

4 試験準備スケジュール

	実施内容
29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合規約の変更手続き ・試験事務処理要領等の検討 ・試験処理システムの検討 ・試験日、会場の検討
30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・受験者、住民への周知・広報 ・関係条例・規則等の改正 ・試験委員の選定、試験委員会の設置・運営 ・試験処理システムの整備
31年度	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合における試験実施

【参考】拡充対象資格試験 関係府県実施状況（平成28年度）

毒物劇物取扱者試験

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県	計
試験時期	2月下旬	10月上旬	8月上旬	8月上旬	2月上旬	11月上旬	—
会場数	1	2	1	1	2	1	8
申込者数(人)	467	548	667	308	227	141	2,358
受験者数(人)	427	476	608	287	212	130	2,140
合格者数(人)	125	166	341	165	77	26	900
合格率(%)	29.3	34.9	56.1	57.5	36.3	20.0	42.1

※受験手数料は、各府県とも10,500円

登録販売者試験

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	徳島県	計
試験時期	8月下旬	8月下旬	9月上旬	8月下旬	8月下旬	10月下旬	—
会場数	1	1	1	2	1	1	7
申込者数(人)	627	1,619	5,375	2,683	650	278	11,232
受験者数(人)	586	1,499	4,644	2,498	611	208	10,046
合格者数(人)	256	769	2,177	1,395	288	71	4,956
合格率(%)	43.7	51.3	46.9	55.8	47.1	34.1	49.3
受験手数料(円)	14,000	13,000	13,000	13,000	13,000	15,000	—

通訳案内士法改正に伴う対応について

平成29年8月3日
広域観光・文化・スポーツ振興局

通訳案内士法が改正され、6月2日に公布されたことに伴い、広域連合規約を下記のとおり改正します。

■規約の改正点

① 制度廃止に伴う地域限定通訳案内士の規定の廃止

② 広域連合として地域通訳案内士制度を養成できる規定の整備

- ・外国人の旅行容易化法に規定する地域限定通訳案内士等が廃止され、通訳案内士法に新たに規定される地域通訳案内士に統合されることから、当該規定について廃止する。
- ・新たに創設される地域通訳案内士については、自治体（市町村又は都道府県（広域連合を含む。））の計画策定、研修により養成できることから、広域連合として養成ができるように規定を整備する。

③ 通訳案内士法改正による字句や条ずれの改正

<参考>

通訳案内士法の主な改正内容

○業務独占規制の廃止

通訳案内士の資格を有しない者でも有償でガイドを行うことが可能となる。

○通訳案内士を全国通訳案内士に名称変更し定期研修受講の義務付け

研修機関による実務・知識等の研修の受講義務付け。資格更新制の導入。

○地域通訳案内士制度の創設

自治体（市町村又は都道府県（広域連合を含む。））が計画策定・研修により、資格取得が可能となる。

※外国人の旅行容易化法に規定する地域限定通訳案内士等は廃止され、同制度に統合

○公布日 平成29年6月2日（施行日は公布日から9箇月以内）

規約改正に向けた今後のスケジュール（予定）

- 8月3日 連合委員会（規約変更案決定）
- 9月 各構成府縣市宛てに規約変更議決依頼
- 12月 各構成府縣市議会での議決
- 1月 総務省へ規約変更の申請

関西広域連合規約の改正について

平成 29 年 8 月 3 日

本 部 事 務 局

1 改正内容及び規約改正案

- (1) 通訳案内士法の一部改正により、通訳案内士の全国通訳案内士への名称変更及び地域通訳案内士制度の創設等が行われたことから、規約に定める観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、通訳案内士及び地域限定通訳案内士に係る事務の規定を改正する（第 4 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項、別表の改正）。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）に規定する全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）に係る登録等に関する事務のうち、同法第 19 条から第 27 条まで（同法第 57 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第 33 条（第 1 項を除く。）及び第 34 条（同法第 59 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第 54 条（第 4 項を除く。）並びに第 55 条に規定する事務

※ウで規定していた地域限定通訳案内士の事務をアの地域通訳案内士の事務として規定するため、エ～クを順次繰り上げてウ～キとする。

- 2 前項各号に掲げる事務のうち、(中略)、同項第 3 号（ア及びイに係る事務に限る。）、第 5 号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第 7 号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

別表（第 20 条関係）【改正箇所のみ抜粋】

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
事業費	第 4 条第 1 項第 3 号 <u>ア及びイ</u> に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第 4 条第 1 項第 3 号 <u>ウからキ</u> までに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5

- (2) 広域連合において、平成 31 年度から毒物劇物取扱者試験及び登録販売者試験を実施することから、規約に定める広域連合の処理する事務にこの 2 資格試験に関する事務を追加する（第 4 条第 1 項第 7 号の改正）。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (7) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に規定する准看護師、調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち次に掲げるもの**並びに毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 8 第 1 項に規定する試験に関する事務**

- (3) 施行期日及び経過措置（附則）

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 4 条第 1 項第 3 号及び第 2 項並びに別表の改正規定 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 50 号）の施行の日又は総務大臣の許可のあった日のいずれか遅い日

(2) 次項の規定 総務大臣の許可のあった日

(経過措置)

- 2 関西広域連合は、この規約の施行の前においても、改正後の関西広域連合規約第 4 条第 1 項第 7 号に掲げる事務（同号アからウまでに掲げる事務を除く。）の実施に必要な準備行為をすることができる。

2 今後のスケジュール

平成 29 年 8 月	連合委員会で規約改正案を決定
平成 29 年 11 月～12 月	各府県市議会で規約改正案を議決
平成 30 年 2 月～3 月	総務大臣許可

提案理由（案）

関西広域連合において、平成31年度から毒物劇物取扱者試験及び登録販売者試験を実施すること並びに通訳案内士法の一部改正により、通訳案内士の全国通訳案内士への名称変更及び地域通訳案内士制度の創設等が行われたことから、関西広域連合規約中、広域連合の処理する事務に関する規定の改正を提案する。

第 号議案

関西広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、関西広域連合規約の一部を次のように変更したいので、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成29年 月 日提出

〇〇知事（市長） 〇 〇 〇 〇

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ア中「通訳案内士に」を「全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）に」に、「及び第32条（第1項を除く。）から第34条まで」を「（同法第57条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第33条（第1項を除く。）及び第34条（同法第59条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第54条（第4項を除く。）並びに第55条」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オからクまでをエからキまでとし、同項第7号中「、次に掲げるもの」を「次に掲げるもの並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項に規定する試験に関する事務」に改め、同条第2項中「アからウまで」を「ア及びイ」に改める。

別表事業費の部第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費の項中「第4条1項3号アからウまで」を「第4条1項3号ア及びイ」に改め、同部第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費の項中「第4条1項3号エからクまで」を「第4条1項3号ウからキまで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1項第3号及び第2項並びに別表の改正規定 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）の施行の日又は総務大臣の許可のあった日のいずれか遅い日

(2) 次項の規定 総務大臣の許可のあった日

（経過措置）

2 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、改正後の関西広域連合規約第4条第1項第7号に掲げる事務（同号アからウまでに掲げる事務を除く。）の実施に必要な準備行為をすることができる。

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 案	変 更 前 (H28. 5. 20変更許可規約)
<p>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(2)（略）</p> <p>(3)観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する<u>全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）</u>に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで（<u>同法第57条においてこれらの規定を準用する場合を含む。</u>）、<u>第33条（第1項を除く。）及び第34条（同法第59条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）</u>、<u>第54条（第4項を除く。）並びに第55条</u>に規定する事務 イ （略） <u>ウ</u> 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの <u>エ</u> 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの <u>オ</u> 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの <u>カ</u> 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの <u>キ</u> スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち<u>次に掲げるもの並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項に規定する試験に関する事務</u> ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条（第1項を除く。）、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務 イ 調理師法第3条、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務 ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条の2から第8条までに規定する事務</p> <p>(8)～(9)（略）</p>	<p>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(2)（略）</p> <p>(3)観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの ア 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する<u>通訳案内士</u>に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで<u>及び第32条（第1項を除く。）から第34条まで</u>に規定する事務 イ （略） <u>ウ 法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条（第1項を除く。）から第20条まで（法第24条で準用する場合を含む。）に規定する事務</u> <u>エ</u> 観光旅客の来訪を促進する事業に関する事務で広域にわたるもの <u>オ</u> 観光に係る統計調査の研究に関する事務で広域にわたるもの <u>カ</u> 観光に係る案内表示の基準の統一に関する事務で広域にわたるもの <u>キ</u> 文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの <u>ク</u> スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの</p> <p>(4)～(6)（略）</p> <p>(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、<u>次に掲げるもの</u> ア 保健師助産師看護師法第8条、第9条、第11条、第12条第4項及び第5項、第13条第2項、第14条（第1項を除く。）、第15条第2項及び第16項から第18項まで、第15条の2第2項、第4項及び第5項、第18条、第22条第4号並びに第25条に規定する事務 イ 調理師法第3条、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務 ウ 製菓衛生師法第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条の2から第8条までに規定する事務</p> <p>(8)～(9)（略）</p>

関西広域連合規約案 新旧対照表

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（ア及びイに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

第4条3～第21条（略）

附 則（平成 年 月 日総行市第 号）

（施行期日）

1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1項第3号及び第2項並びに別表の改正規定 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）の施行の日又は総務大臣の許可のあった日のいずれか遅い日

(2) 次項の規定 総務大臣の許可のあった日

（経過措置）

2 関西広域連合は、この規約の施行の前においても、改正後の関西広域連合規約第4条第1項第7号に掲げる事務（同号アからウまでに掲げる事務を除く。）の実施に必要な準備行為をすることができる。

別表

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでにに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

第4条3～第21条（略）

別表

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10

関西広域連合規約案 新旧対照表

企画調整費 事業費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難い事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10	企画調整費	第4条第1項第1号イ及びウ並びに第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難い事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10	
	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合	事業費	第4条第1項第1号アに規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合	
	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10			第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	<u>第4条第1項第3号ア及びイ</u> に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5			<u>第4条第1項第3号アからウまで</u> に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	<u>第4条第1項第3号ウからキまで</u> に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割）10分の5			<u>第4条第1項第3号エからクまで</u> に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割）10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10）			第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10）
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10			第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10			第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10			第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10

関西広域連合規約案 新旧対照表

第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難しいと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

備考（略）

第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割） 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難しいと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

備考（略）